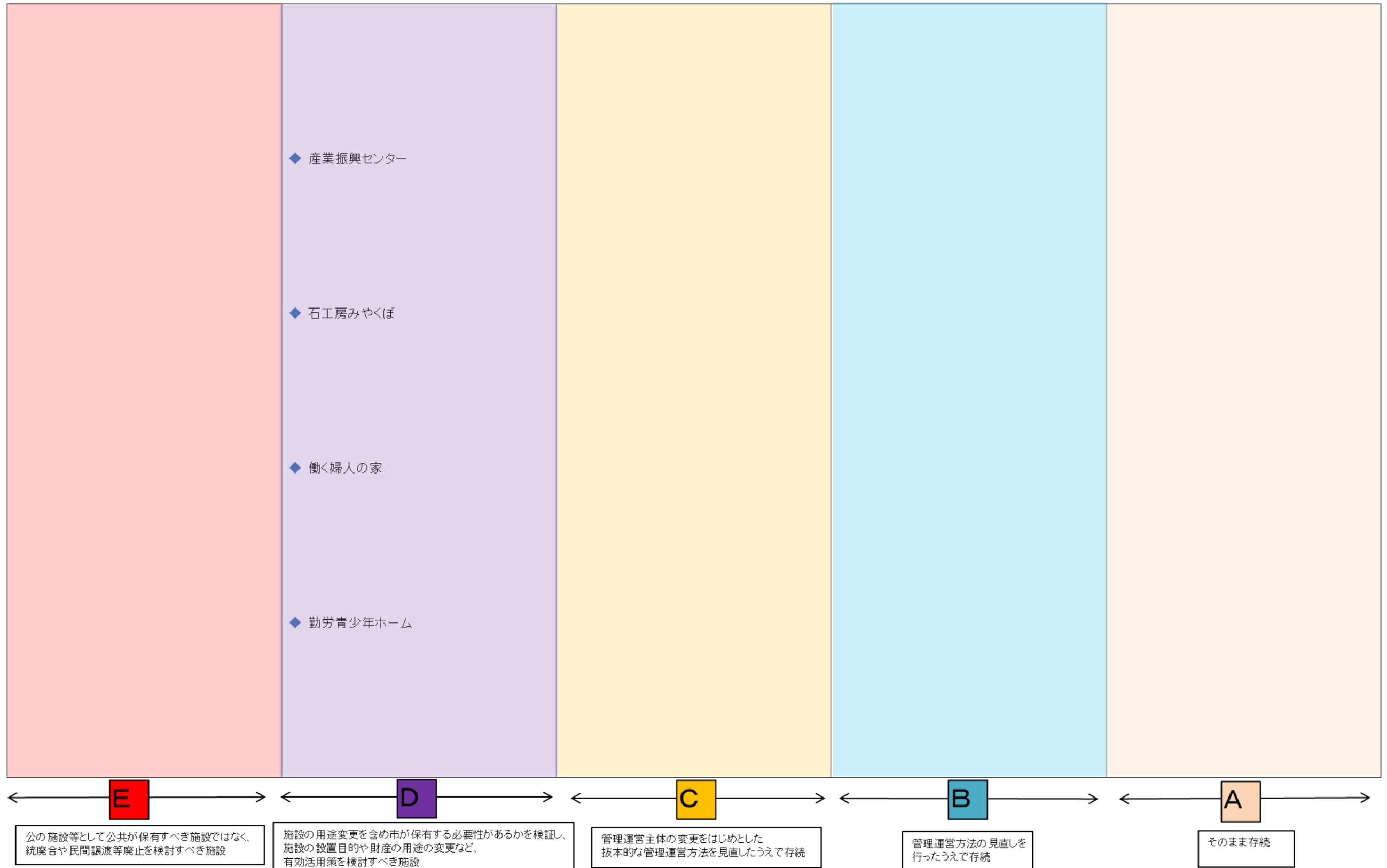


公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【産業振興施設】 33商工労政課所管施設



【33 商工労政課所管施設】

評価の概要

『商工労政課所管施設』は、①勤労青少年の福祉に関する事業を総合的にを行うことを目的とする「**勤労青少年ホーム**」、②中小企業その他の職場に働く婦人の福祉を増進し、その文化的地位の向上を図る「**働く婦人の家**」、③廃石の有効利用と石の付加価値を高めるとともに、農村と都市との交流を図りながら、地域活性化に努め定住促進に資する「**石工房みやくぼ**」、④既存産業の振興、地域資源を活用した新たな産業の導入といった将来のまちづくりのために、市民が研修及び実習のできる場を設置する「**産業振興センター**」からなるグループです。

設置目的と利用実態が一致しない施設については、市が保有する必要性があるかどうかを検証し、設置目的や財産の用途変更などの見直しを検討していきます。また、利用者に偏りのある施設については施設の管理運営方法の変更を検討していきます。